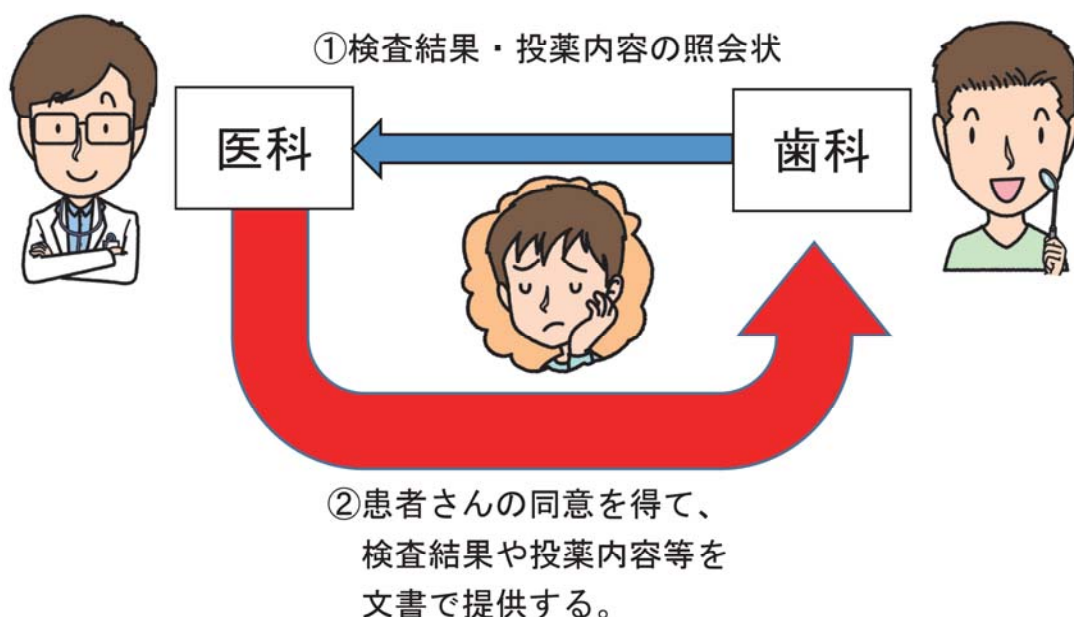


①歯科医療機関から文書での照会があり、②返書した場合は、
「診療情報連携共有料」120点が算定できます！

2018年4月より「診療情報提供料」のほか
「診療情報連携共有料」が新設されました。



- ・ 検査結果および投薬内容のみの照会であれば（医師の意見の求めがない場合）患者さんの同意を得た上で、検査結果や投薬内容のコピーのみ、歯科へ郵送してください。

【ご注意ください】

- ・ 同一の患者さんについて、同一の歯科医療機関に対して紹介を行い、「診療情報提供料（Ⅰ）」を算定した月は、「診療情報連携共有料」は算定できません。
- ・ 3か月に1回に限り算定できます。

【レセプト記載】

- ・ B010-2 診療情報連携共有料
診療行為コード 11302871 120点
- ・ 連携先保険医療機関名（診療情報連携共有料）
コメントコード 83010082